

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日が休日には、
の日)

条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第一号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十六年三月鳥取県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「昭和五十七年七月分」を「昭和五十九年四月分」に、

「五十五万二千二十四円」を「五十六万二千八百四十八円」に改める。
(恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例(昭和五十九年七月

第一条に次の二項を加える。

◆ 公 告

職業訓練法による技能検定の実施

県道の供用の開始

普通母樹林の指定の解除

県道の区域の変更

林業種苗法による生産事業者の登録

土地改良区の清算人の退任

土地改良区の役員の退任(二件)

畜産振興資金の貸付金に係る償還金の徴収の事務の委託

畜産振興資金の貸付金に係る償還金の収納の事務の委託

土地改良区の役員の就退任

土地改良区の役員の退任(二件)

生活保護法による指定医療機関の廃止

計量器の定期検査の実施

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

目 次

6 県吏員等又はこれらの者の遺族に給する通算退職年金又は通算遺族年金については、昭和五十九年四月分以降、その年額を、第一項第一号中「五十五万二千二十四円」とあるのは、「五十六万二千八百四十八円」と読み替えて、前各項の規定に準じて算定した額に改定する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の規定及び第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和五十九年改定に関する条例の規定は、昭和五十九年四月一日から適用する。

別表第一中	三、七四〇円	四、九〇〇円	六、一五二円	七、四
二、六八二円	三、四二〇円	四、二四五円	五、二	
○円	二五円	八、六六三円	九、七六二円	
○円	○七円	六、一九二円	七、一二七円	
○円	六、三五八円	七、六七〇円	八、九四五円	三、八六八円
○円	四、三九三円	五、三八三円	六、三九五円	五、〇七
○円	七、三六〇円	七、三六〇円	一〇、〇七八円	二、七七八円
○円	二五円	六、一九二円	七、一二七円	三、五四

三、七四〇円	四、九〇〇円	六、一五二円	七、四
二、六八二円	三、四二〇円	四、二四五円	五、二
○円	二五円	八、六六三円	九、七六二円
○円	○七円	六、一九二円	七、一二七円
○円	六、三五八円	七、六七〇円	八、九四五円

三、八六八円	五、〇七
二、七七八円	三、五四
○円	二五円
○円	○七円
○円	六、三五八円

附 則

に改める。

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例第四条第三項及び別表第一の規定は、昭和五十九年四月一日以後に生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものについて適用し、同日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償については、なお従前の例による。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第二号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例の一

部を改正する条例

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師公務災害補償に関する条例（昭和三

十三年十月鳥取県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「四百十円」を「四百四十円」に、「百二十七円」を「

百四十円」に、「二百七十七円」を「二百九十七円」に改める。

告示

鳥取県告示第二百八十三号

生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条第一項の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月十五日

馬渕 医院	鳥取県知事 西 尾 邑 次	在地	廢止年月日
	鳥取市材木町一〇六		昭和六十一年一月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

昭和六十年三月十五日

実施期日	実施時間	実施区域	実施場所
昭和六十一年三月三十一日	午前十時から 午後二時まで	若桜町	当該計量器の所在の場所 若桜町山村開発センターラー
昭和六十一年四月十五日	午前十時から 午後二時まで	八東町	八東町農業協同組合 丹比選果場
昭和六十一年四月十六日	"	船岡町	八東町農業協同組合 船岡町中央公民館
昭和六十一年四月十七日	"	船岡町	船岡町中央公民館
昭和六十一年四月十八日	午前十時から 午後三時まで	郡家町	郡家町中央公民館
昭和六十一年四月十九日	午前十時から 午後二時まで	河原町	河原町役場
昭和六十一年四月二十日	午前十時から 午後三時まで	佐治村	佐治村
昭和六十一年四月二十一日	午前十時から 午後三時まで	智頭町	智頭町役場
昭和六十一年四月二十二日	午前十時から 午後三時まで	用瀬町	用瀬町農業協同組合
昭和六十一年四月二十三日	午前十時から 午後二時まで	泊村	泊村役場
昭和六十一年四月二十四日	午前十時から 午後二時まで	羽合町	羽合町農業協同組合
昭和六十一年四月二十五日	午前十時から 午後二時まで	泊村	泊村役場
昭和六十一年五月八日	午前十時から 午後二時まで	用瀬町	用瀬町農業協同組合
昭和六十一年五月九日	午前十時から 午後二時まで	泊村	泊村役場
昭和六十一年五月十日	午前十時から 午後三時まで	東郷町	東郷町役場
昭和六十一年五月十三日	午前十時から 午後三時まで	三朝町	三朝町山村開発センターラー
昭和六十一年五月十四日	午前十時から 午後二時まで	関金町	関金町山村開発セン

鳥取県告示第二百八十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、畜産振興資金の貸付金に係る償還金の徵収の事務を鳥取県信用農業協同組合連合会に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定に基づき、畜産振興資金の貸付金に係る償還金の収納の事務を次の者に委託したので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百八十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり米川土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 中島勘治 米子市博労町一丁目一六三

吾郷 弘

道笑町三丁目一一九

浦上金一

観音寺一四〇

中原敏雄

中島八〇

竹内一夫

目久美町二九五

三島卓治

安倍一二

永井友美

西三柳二二二八〇

坂根嘉重

三四五八

倉敷敏成

上福原四六〇

八並弘

皆生三八

井上万吉男

東福原八二八

古杉健郎

米原七九一

内田廣

彦名町一八三三

渡辺松本

霞津一八一三

境港市森岡町五四三

香取開拓農業協同組合

中山町農業協同組合

鳥取大山農業協同組合

鳥取市農業協同組合
青谷町農業協同組合

智頭町農業協同組合
大栄町農業協同組合

郡家町農業協同組合
倉吉市農業協同組合

赤崎町農業協同組合

鳥取市農業協同組合

松本義人	渡町九三六
柏木茂敏	外江町八五一
薮内明	三三三九
堀田収	上道町四四三
池瀬阿部	高松町一六八
堀田収	中野町五〇五
阿部隆	花町一一七
景山義光	高松町一六八
山義光	中野町五〇五
永見元	小篠津町八九〇
桂木啓	幸神町二一一
安田正平	米子市大篠津町四七一五
安達昭男	和田町二五六七
門脇廣徳	富益町四四六八
松本初	夜見町一九六
森脇孝雄	境港市幸神町六二
永沢令	米子市和田町三六三一
森脇孝雄	境港市渡町二二五〇
松本遷三	米子市東山町五九一
坪倉三男	米子市上福原四六〇
篠田伊三郎	錦町三丁目九二一一六
監事	昭和六十年一月二十日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 井上万吉男
倉敷敏成
永見新一
渡町九三六
外江町八五一
三三三九
上道町四四三
高松町一六八
中野町五〇五
花町一一七
高松町一六八
中野町五〇五
小篠津町八九〇
幸神町二一一
米子市大篠津町四七一五
和田町二五六七
富益町四四六八
夜見町一九六
境港市幸神町六二
米子市和田町三六三一
境港市渡町二二五〇
米子市東山町五九一
米子市上福原四六〇
錦町三丁目九二一一六

鳥取県告示第二百八十八号

浦上金一	观音寺一四〇
三島卓治	安倍一二
門脇広徳	富益町四四六八
安達昭男	和田町二五六七
岩吉元久	彦名町四四〇一
渡辺薰	大崎二〇一三
永見元	境港市小篠津町八九〇
山本賢	竹内町六三一
堀田収	上道町四四三
松本義人	渡町九三六
浜田靖	外江町一九三七
宮崎正喜	大篠津町一八二六
池瀬巖	境港市花町一一七
佐野明徳	米子市大谷町三四三
監事	昭和六十年一月二十一日就任 任期四年

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり大栄町土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

昭和60年3月15日 金曜日

鳥取県公報

鳥取県知事 西 尾 邑 次 昭和六十年三月十五日

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中千蔵 東伯郡東伯町大字下伊勢五五八
昭和五十九年十二月二十四日退任

退任した清算人の氏名及び住所

藤岡英雄 鳥取市上原二五四一二
民井義美 " 上段一四一二
河崎善藏 " 上原二三二
大賀松吉 " 二六七

鳥取県告示第二百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり八東土地改良区から役員が退任した旨の届出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 田中勘治 八頭郡八東町大字徳丸四〇九
昭和六十年一月四日退任

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり上原土地改良区から清算人が退任した旨の届出があつたので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により告示する。

二百四 番号	登録者 の生産事業 の氏名
横川 清美	生産事業 の住所
二町 五大頭 五北 一村原	生産事業 の内容
苗木及び 穂の採取並びに 育成以外の幼	名稱 事業所の 事業所の所
横川苗畠	在地
町 八大頭 字 北河原	事業所の所

鳥取県告示第二百九十二号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第九条第一項の規定に基づき、普通母樹林の指定を解除したので、同条第四項において準用する同法第五条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

月昭和四十五年三月十五日	月昭和四十六年三月十四日	月昭和四十七年三月十三日	月昭和四十八年三月十二日	月昭和四十九年三月十一日
解除了 及び指定番号	解除了 及び指定番号	解除了 及び指定番号	解除了 及び指定番号	解除了 及び指定番号
”	樹普通母	あかもつ	あかもつ	あかもつ
くろまつ	東伯郡妻波町大栄町大字	から一七七〇一三三	まで一七七〇一三三	まで一七七〇一三三
一亀谷○三八まで	東伯郡大栄町五五五五	一八二	一八二	一八二
○三八まで	東伯郡大栄町五五五五	〇・六二	〇・六二	〇・六二
から字	東伯郡大栄町五五五五	田中大伯建二	岡田勝正	岡田勝正
八六四八	東伯郡大栄町五五五五	田中大伯建二	東伯郡大栄町五五五五	東伯郡大栄町五五五五
一一〇	東伯郡大栄町五五五五	亀谷	大栄	大栄
田町中大伯建二	田町中大伯建二	亀谷	大栄	大栄

鳥取県告示第二百九十三号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十八号）第十八条第一項の規定に基づき、

県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年三月十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百九十四号

道路法（昭和二十七年法律第一百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和六十年三月十五日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和六十年三月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名 区間 供用開始の期日

路線名	区間	供用開始の期日
菅沢日野線	日野郡日南町菅沢字菅沢山九五九一 一地先から同郡日野町久住字野ゴ路 尻一〇五一一 地先まで	昭和六十年三月十五日

路線名	区間	後別前 (メートル)	変更前	変更後	後別前 (メートル)	変更前	変更後	後別前 (メートル)
			二・〇〇	二・一・〇	一、一〇〇	一、一〇〇	二・〇〇	二・一・〇
菅沢日野線	日野郡日南町菅沢字菅沢山九五九一 一地先から同郡日野町久住字野ゴ路 尻一〇五一一 地先まで	五九一 久住字野ゴ路尻一〇五一一 地先まで	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
			一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇

公 告

職業訓練法（昭和44年法律第64号）第64条第2項の規定に基づき、昭和60年度前期の技能検定を次のとおり実施するので、職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第66条第3項の規定により公告する。

昭和60年3月15日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 実施する検定職種

園芸装飾、造園、機械加工、放電加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、電気めっき、仕上げ、製材のこ目立て、電子機器組立て、電気機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、製版、印刷、プラスチック成形、石工、とび、左官、れんが積み、ロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ、写真及びフラー装飾

2 検定の等級

技能検定は、1の職種ごとに1級及び2級に分けて、又は単一等級により行う。

3 検定の方法

技能検定は、実技試験及び学科試験によつて行う。

4 試験の実施期日、実施場所等

(1) 実技試験
ア 実施期日

昭和60年6月21日（金）から同年9月16日（月）までの間において、別途鳥取県職業能力開発協会が通知する日

イ 実施場所
別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

ウ 実技試験問題の公表
実技試験問題は、昭和60年6月12日（水）に鳥取県職業能力開発協会の掲示板に掲示する。

(2) 学科試験
ア 実施期日

検定職種	実施期日
金属プレス加工、鉄工、工場板金、電気めっき、電気機器組立て、婦人子供服製造、紳士服製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、製版、印刷、プラスチック成形、石工、とび、左官、れんが積み、ロック建築、タイル張り、畳製作、防水施工、床仕上げ施工、天井仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、塗料調色、広告美術仕上げ、写真及びフラー装飾	昭和60年9月1日（日）
機械加工、建築板金、仕上げ、製材のこ目立て、建設機械整備、家具製作、石工、れんが積み、塗料調色及び写真	昭和60年9月8日（日）

(イ) 実施場所

別途鳥取県職業能力開発協会が通知する場所

5 受検申請の手続

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証する書面

(2) 提出先

鳥取市本町三丁目102 商工会館（別館）

(3) 受付期間
昭和60年4月5日（金）から同月16日（火）まで（郵送による場合は、受付期間内の消印のあるものに限る。）

(4) 受検申請に関する注意

ア 申請書の用紙及び受検案内書は、鳥取県職業能力開発協会で交付する。

なお、申請書の用紙を郵送で求める場合は、封筒の表面に「申請書請求」と朱書し、返信用封筒（あて先を記入し、60円切手をはつたもの）を同封して行うこと。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒表面に「申請書在中」と朱書すること。

6 受検手数料

(1) 実技試験の受検手数料

種類	検定職芸装飾	手数料
園工	造機械加工	10,000円
工金	放電加工	11,000円
板金	金属プレス加工	11,000円
建築板	鉄	9,000円
工場板	建築板	11,000円
金っき	電気めっき	11,000円
仕上	電気めっき	11,000円
製材	仕上	11,000円
のこ目立て	電気めっき	11,000円
電子機器組立て	電気めっき	11,000円
電気機器組立て	電子機器組立て	11,000円
建設機械整備	電気機器組立て	11,000円
婦人子供服製造	建設機械整備	9,000円
紳士服製造	婦人子供服製造	8,000円
布はく縫製	紳士服製造	9,000円
家具製作	布はく縫製	11,000円
建具製作	家具製作	11,000円
版刷	建具製作	11,000円
印	版刷	11,000円
プラスチック成形	印	11,000円
石工	プラスチック成形	11,000円

と 左 れん が 積み プロック タイル 張り 畳 製 作	び 官 11,000円 9,000円 9,000円 9,000円 11,000円 11,000円	10,000円 9,000円 11,000円 9,000円 11,000円 11,000円
防 水 施 工		
床 仕 上 げ 施 工		
天 井 仕 上 げ 施 工		
熱 絶 縁 施 工		
サ ッ シ 施 工		
表 装 塗 料 調 色		
広 告 美 術 仕 上 げ		
写 真		
フ ラ ワ ー 装 飾		
イ 学 科 試 験 の 受 検 手 数 料		
2,000円		
(2) 納付方法		

(1)に記載する金額の現金を申請書に添えて、鳥取県職業能力開発協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、免除を受ける試験の受検手数料は納付を要しない。

(3) その他

申請書を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けた場合でも、受検手数料は返還しない。

7 合格者の発表等

(1) 合格通知

実技試験又は学科試験に合格した者に対しては、鳥取県職業能力開発協会が、昭和60年10月9日(水)に書面で通知する。

(2) 技能検定合格者の発表

技能検定合格者の氏名は、昭和60年10月12日(金)の鳥取県公報で公告する。

8 その他

技能検定について不明の点は、鳥取県商工労働部労政訓練課(電話0857-26-7281)又は鳥取県職業能力開発協会(電話0857-22-3494)に問い合わせること。